

令和7年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 87 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 88 号 議 案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 89 号 議 案	神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 90 号 議 案	神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 91 号 議 案	神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 92 号 議 案	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 93 号 議 案	工事請負契約の締結について（高相合同庁舎新築工事（建築－第1工区）請負契約）	8
定 県 第 94 号 議 案	動産の取得について	9
定 県 第 95 号 議 案	動産の取得について	10
定 県 第 96 号 議 案	指定管理者の指定について（県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂）	11
定 県 第 97 号 議 案	指定管理者の指定について（神奈川近代文学館）	12
定 県 第 98 号 議 案	指定管理者の指定について（ライトセンター）	13
定 県 第 99 号 議 案	指定管理者の指定について（かながわ労働プラザ）	14
定 県 第 100 号 議 案	指定管理者の指定について（足柄ふれあいの村）	15
定 県 第 101 号 議 案	指定管理者の指定について（愛川ふれあいの村）	16
認 第 1 号	令和6年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	17

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人こころの健康を考えるかるがも会の項及びNPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項を削り、同表特定非営利活動法人大和市サッカー協会の項中「大和市西鶴間六丁目16番6号」を「大和市中中央林間二丁目19番18号」に改め、同表に次のように加える。

NPO法人湘南フィルハーモニー管弦楽団	茅ヶ崎市みずき四丁目6番3号	令和7年1月1日から 令和12年10月31日まで
特定非営利活動法人こころの健康 を考えるかるがも会	横浜市港南区港南台九丁目28番3号	令和7年11月1日から 令和12年10月31日まで

附 則

- この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人大和市サッカー協会の項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（NPO法人湘南フィルハーモニー管弦楽団の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人こころの健康を考えるかるがも会の項及びNPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第6条及び第11条第1項中「令和2年11月1日から令和7年10月31日まで」を「令和7年11月1日から令和12年10月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

2 令和7年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

3 令和7年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

令和7年10月に適用期限が到来する法人の県民税及び事業税の超過課税措置の適用期間を延長するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を 改正する条例

神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(8) 児童等 次に掲げる者をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（次号において「学校」という。）に在籍する幼児、児童又は生徒

イ 18歳未満の者（アに該当する者を除く。）

(9) 学校設置者等 学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設を設置する者及び同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他の児童等に対して教育、保育、技芸又は知識の教授等を行う事業を行う者をいう。

第3条第1項及び第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「及び市町村」を「、国、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第1項中「県民等」の次に「、国」を加え、同条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条に次の1項を加える。

2 県は、学校設置者等と連携し、児童等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についてその年齢及び発達の程度に応じ理解を深めるための教育、活動等が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（児童等に対する配慮）

第16条 県は、学校設置者等と連携し、犯罪被害者等である児童等が安心して教育を受け、日常生活を送ることができるようにするために、当該児童等の年齢、発達の程度及び置かれている状況に応じた十分な配慮が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、教育活動現場における犯罪被害者等への支援を明確にするため、児童等に対する配慮に係る規定を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に 関する条例の一部を改正する条例

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成31年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「家庭」を「家族等」に改め、同条第2項中「と同居する親族」を「の家族又は同居者」に改め、「乗車用ヘルメットの着用を勧める等」を削る。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条中「自転車の小売、整備又は修理を業とする者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「自転車の貸付けを業とする者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第2項中「(同項に規定する児童をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（乗車用ヘルメットの着用促進等）

第13条 県は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(1) 自転車利用者の家族又は同居者 その自転車利用者

(2) 県が設置する学校等以外の学校等の設置者 通学に自転車を利用する児童（法第14条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。）、生徒又は学生

(3) 事業者 通勤に自転車を利用し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員

(4) 自転車の小売、整備又は修理を業とする者（以下「自転車小売等業者」という。） その自転車小売等業者から自転車を購入する者又はその自転車小売等業者に自転車の整備若しくは修理を依頼する者

(5) 自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）等 その自転車を借り受ける者

3 交通安全団体は、その活動の機会を通じて、自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するた

め、県による情報の提供や啓発等に係る規定を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

神奈川県消費生活条例の一部を改正する 条例

神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「供給する商品及び役務」を「提供する商品等」に改め、同条第6項中「商品及び役務」を「商品等」に改める。

第6条の見出し中「商品」を「商品等」に改め、同条第1項中「商品（サービス業において使用される商品）」を「商品等（役務の提供に使用される物）」に、「その商品を供給する」を「当該商品等を提供する」に、「その商品が」を「当該商品等が」に改め、同条第2項中「商品」を「商品等」に改める。

第7条の前の見出し中「商品」を「商品等」に改め、同条第1項中「商品が」を「商品等が」に、「損なうこととなり」を「損ない、若しくは損なうおそれがあり」に、「及ぼすこととなる」を「及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある」に、「その商品を供給する」を「当該商品等を提供する」に、「商品の改善、供給の停止」を「製造、販売又は提供を停止すること、製造又は提供の方法を改善すること」に改める。

第8条第1項中「商品が」を「商品等が」に、「及ぼすこととなる」を「及ぼし、又は及ぼすおそれがある」に、「その商品の品名、その商品を供給する」を「当該商品等の名称、当該商品等を提供する」に、「発表しなければ」を「公表しなければ」に改め、同条第2項中「発表」を「公表」に、「商品を供給する」を「商品等を提供する」に、「回収」を「その製造、販売又は提供の停止」に改める。

第9条の見出し中「商品」を「資料等」に改め、同条第1項中「商品」の次に「、役務の提供に使用される物又は商品等に関する資料（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第2項中「商品」を「資料等」に改める。

第13条の5第1項中「品名」を「商品等の名称」に改める。

別表第4の5の項中「供給される」を「提供される」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、安全性に疑いがある商品の立証要求の対象に役務等を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

高相合同庁舎新築工事（建築―第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体

代表者 山王建設株式会社

代表取締役 高 橋 学

2 請負契約金額 18億8,235万8,500円

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

高相合同庁舎新築工事（建築―第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 大型電子黒板
- 2 契 約 者 名 株式会社日本ビジネス開発東京本社ソリューション販売事業部
事業部長 山 中 昇
- 3 契 約 金 額 3億7,160万6,400円

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立高等学校等における大型電子黒板買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 大型電子黒板
- 2 契 約 者 名 株式会社日本ビジネス開発東京本社ソリューション販売事業部
事業部長 山 中 昇
- 3 契 約 金 額 8,925万8,400円

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立特別支援学校における大型電子黒板買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 公益財団法人神奈川芸術文化財団
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区山下町3番地の1
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

神奈川近代文学館の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施 設 の 名 称 神奈川近代文学館
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 公益財団法人神奈川文学振興会
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区山手町110番地
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川近代文学館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

ライトセンターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施 設 の 名 称 ライトセンター
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者福祉協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 座間市入谷東三丁目55番1号
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

ライトセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

かながわ労働プラザの指定管理者を次により指定するものとする。

- | | | |
|---|----------------|------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | かながわ労働プラザ |
| 2 | 指 定 管 理 者 | |
| | (1) 名 称 | 公益財団法人神奈川県労働福祉協会 |
| | (2) 主たる事務所の所在地 | 横浜市中区寿町一丁目4番地 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

かながわ労働プラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

足柄ふれあいの村の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施 設 の 名 称 足柄ふれあいの村
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 株式会社アグサ
 - (2) 主たる事務所の所在地 南足柄市中沼305番地 1
- 3 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

令和 7 年 9 月 8 日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

足柄ふれあいの村の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

愛川ふれあいの村の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施 設 の 名 称 愛川ふれあいの村
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 東急コミュニティー・国際自然大学校グループ
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

愛川ふれあいの村の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

令和6年度神奈川県公営企業決算及び 神奈川県流域下水道事業決算の認定に ついて

令和6年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算は、別冊のとおりにつき、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和7年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

